

「ぎふし子育て応援アプリ」 イベント情報掲載規約

平成 29 年 3 月 6 日 決裁

平成 29 年 4 月 1 日 決裁

令和 3 年 3 月 9 日 決裁

(趣旨)

第1条 本規約は、岐阜市が提供する「ぎふし子育て応援アプリ」(以下「アプリ」という。)におけるイベント情報の掲載条件を規定するものである。

(対象イベント)

第2条 アプリに掲載するイベント情報は、原則として岐阜市内を開催地とし、主に小学校低学年までの子どもとその保護者を対象とするものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公共機関が主催、共催、後援するもの、又は公共機関から掲載依頼のあったもの
 - (2) 目的及び内容が、子ども・子育て支援に寄与するものであって公共性の高いもの
 - (3) その他、市長が必要と認めるもの
- 2 入場料その他の費用を徴収するものにあつては、徴収の額及び目的が適正かつ明確であるものとする。
- 3 前項の規定に該当する行事であっても、次の各号のいずれかに該当するものは、アプリへの掲載は行わないものとする。
- (1) 法令に違反、又は違反するおそれのあるもの
 - (2) 政治活動若しくは宗教活動を目的とするもの
 - (3) 特定の政治団体又は宗教団体を支持し、支援し、又はこれらに反対することを目的とするもの
 - (4) 特定の思想又は主義主張の浸透を図ることを目的とするもの
 - (5) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (6) 主に営利又は商業宣伝を目的とするもの
 - (7) 特定の団体の宣伝又は売名を目的とするもの
 - (8) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になるもの
 - (9) 行政の運営に支障を来すもの
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

(申請手続等)

第3条 イベント情報に対し、アプリへの掲載を希望するもの(以下「申請者」という。)は、イベントの実施日の1か月前までに、「ぎふし子育て応援アプリ」イベント情報掲載申請書(様式第1号)に次に掲げる資料を添えて提出しなければならない。

- (1) 主催者の活動目的・内容が分かる書類
- (2) 事業の目的・計画が分かる書類
- (3) 役員その他事業関係者の住所、役職名等が分かる書類

- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(決定)

- 第4条 市長は、前条の申請書を受け付けたときは、その内容を審査のうえ、その諾否を決定し、申請者にその結果を「ぎふし子育て応援アプリ」イベント情報掲載通知書（様式第2号）により通知するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは掲載にあたり、必要な条件を付することができる。
- 2 前条の申請書の記載事項に変更が生じた場合は、申請者は、速やかに再申請をしなければならない。

(決定の取消し)

- 第5条 市長は、前条の規定により掲載を決定した行事が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その決定を取り消すことができる。
- (1) 申請書の記載事項に虚偽のあることが判明した場合
- (2) 第2条の規定に違反する事実が判明した場合
- (3) 法令又はアプリへの掲載の決定に付した条件に違反した場合
- 2 市長は、前項の規定によりアプリへの掲載の決定を取り消したときは、その理由を付して当該決定を受けたものに「ぎふし子育て応援アプリ」イベント情報掲載取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(サービスの中断、停止)

- 第6条 市長は、以下のいずれかに該当する場合、申請者の承諾なしにサービスの一部もしくは全部を一時中断、または停止する場合がある。
- (1) システム定期保守、更新ならびに緊急の場合
- (2) 火災、停電、天災などの不可抗力により、サービスの提供が困難な場合
- (3) インターネットを通じての不正な侵入により、サービスの提供が困難な場合
- (4) その他、不測の事態によりサービスの提供が困難と判断した場合
- 2 このような事態に伴い、申請者に不利益、損害が発生した場合、市長はその責任を負わないものとする。

(市の免責)

- 第7条 市長は、理由の如何を問わず、アプリの提供が遅延し、又は中断したことに起因して申請者又は第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとする。

附則

この規約は平成29年3月13日から実施するものとする。

附則

この規約は平成29年4月1日から実施するものとする。